

条例第14条第2項第1号に規定する最低額（1時間当たり）

令和8年2月17日付けで国土交通省が発表した「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（東京都）の9割をもって50職種の単価とする。

単位：円

No.	職 種	最低額	No.	職 種	最低額
1	特殊作業員	3,454	26	高級船員	4,467
2	普通作業員	3,038	27	普通船員	3,679
3	軽作業員	2,104	28	潜水士	5,929
4	造園工	3,117	29	潜水連絡員	4,298
5	のり面工	3,780	30	潜水送気員	4,039
6	とび工	3,724	31	山林砂防工	3,657
7	石工	3,724	32	軌道工	6,604
8	ブロック工	3,645	33	型わく工	3,713
9	電工	3,859	34	大工	3,443
10	鉄筋工	3,803	35	左官	3,803
11	鉄骨工	3,353	36	配管工	3,387
12	塗装工	4,107	37	はつり工	3,510
13	溶接工	4,287	38	防水工	4,298
14	特殊運転手	3,499	39	板金工	4,028
15	一般運転手	2,880	40	タイル工	3,128
16	潜かん工	4,197	41	サッシ工	3,747
17	潜かん世話役	5,029	42	屋根ふき工	3,814
18	さく岩工	4,725	43	内装工	3,870
19	トンネル特殊工	4,253	44	ガラス工	3,758
20	トンネル作業員	3,612	45	建具工（※）	3,263
21	トンネル世話役	4,815	46	ダクト工	3,387
22	橋りょう特殊工	4,129	47	保温工	3,218
23	橋りょう塗装工	4,107	48	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	49	交通誘導警備員A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	50	交通誘導警備員B	2,104

※ 令和8年3月適用の設計労務単価に東京都の設定がないため、令和8年3月適用の関東の平均を用いて算出した。